入間市議会の議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改正案 現 行 (期末手当) (期末手当) 第5条 略 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前 項後段に規定する者にあつては、任期が満了 項後段に規定する者にあつては、任期が満了 し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は 議会の解散により任期が終了した日現在)にお 議会の解散により任期が終了した日現在)にお いて議長等及び議員が受けるべき議員報酬の いて議長等及び議員が受けるべき議員報酬の 月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額 月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額 の合計額に、100分の220を乗じて得た額に、基 の合計額に、100分の225を乗じて得た額に、基 準日以前6箇月以内の期間におけるその者の 準日以前6箇月以内の期間におけるその者の 在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該 在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める割合を乗じて得た額とする。 各号に定める割合を乗じて得た額とする。

入間市議会の議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表(第2条関係)

(1)~(4) 略

(1)~(4) 略

改正案	現行
(期末手当)	(期末手当)
第5条 略	第5条 略
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長等及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。(1)~(4) 略	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長等及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。(1)~(4)略